

7. 5.22

## 競技施設工事契約状況一覽表

施設名	契約日	主な請負業者	契約金額(百万円)
スピードスケート	5. 7. 30	(設計) 久米・鹿島・奥村・日産・飯島・高木設計JV (本体) 鹿島・奥村・日産・飯島・高木JV	454
	6. 3. 24	(設計) 山下・長野設計JV (本体) 大成・佐藤・守谷・長野JV	15,862
アイスホッケーA	3. 12. 20	(設計) 山下・長野設計JV (本体) 大成・佐藤・守谷・長野JV	337
アイスホッケーB	5. 10. 28	(設計) 山下設計 (本体) 戸田・勝村・高木・滝澤JV	251
	7. 5. 22	(設計) 日建設計 (本体) 熊谷・鴻池・北野・北信JV	290
フィギュア・ ショートトラック	5. 3. 18 6. 1. 31 5. 9. 22	(設計) 日建設計 (本体) 熊谷・鴻池・北野・北信JV (本体) 熊谷・飛島・北野・北信JV	6,314 731
ボブスレー・ リュージュ	5. 3. 18	(設計) パシフィックコンサルタンツ (本体) 大林・地崎・鹿熊・中部JV	243
	5. 11. 10 6. 1. 31	(設計) 大林・地崎・鹿熊・中部JV (本体) 大林・地崎・鹿熊・中部JV	1,045 2,812
クロスカントリー	6. 11. 9	(本体) 北野・姫川JV	644
	7. 2. 10	(本体) 相模・大糸JV	481
バイアスロン	6. 6. 27	(設計) 林魏建築設計事務所	185
	7. 5. 11	(本体) 北野・野沢JV (マイ)	536
開閉会式場 (南長野運動公園) (多目的競技場)		住宅部市整備公団に委託	
ジャンプ	6. 3. 9.	(設計) 林魏建築設計事務所	114
	(元) 4.26) 2. 7. 4	(本体) 大成・北野JV	4,146

## 寄 付 金 の 状 況

MJ17

(オリンピック施設受注企業)

(単位：千円)

企 業 名	募 金 ・ 寄 付 状 況			入 金 日	財 界 募 金	入 金 日	備 考
	長 野 県 協 会 寄 付 金	入 金 日	入 金 日				
鹿島建設					10,000	3.4.4	スピードスケート
鹿島リゾート	500	3.2.19					参考
奥村組					2,000	3.2.1	スピードスケート
大成建設北信越支店					10,000	3.4.2	アイスホッケーA
佐藤工業					10,000	3.3.29	アイスホッケーA
守谷商会	20 2,400 2,300 2,300	1.4.3 1.4.20 2.3.26 3.3.28					アイスホッケーA
戸田建設名古屋支店					10,000	3.7.8	アイスホッケーB
高木建設	700 700 600	1.4.10 2.3.26 3.3.25					アイスホッケーB
滝澤建設	100 100 100	1.6.14 2.6.15 3.3.22					アイスホッケーB
熊谷組					10,000	3.3.5	フィギュア
鴻池組名古屋支店					3,000	3.2.28	フィギュア
飛鳥建設名古屋支店					10,000	3.3.26	フィギュア
北野建設	7,000	2.3.9			3,000	3.3.19	フィギュア クロスカントリー バイアスロン
北信土建	700 700 600	1.5.12 2.3.30 3.3.29					フィギュア
大林組					10,000	3.3.20	ボブ・リュージュ
鹿熊組	400 300 300	1.10.31 2.4.27 3.3.28					ボブ・リュージュ

競技施設工事請負者一覧表 7. 5.22

施設名	本体工事	その他(主なもの)
スピードスケート	鹿島・奥村・日産・飯島・高木JV 10,000	<p>計気信時響調生 設電通計音空衛</p> <p>久米生工下イ質 日新工松多須</p> <p>鹿島・電子産之芝 ・電目器之東之</p> <p>・六工業業ト</p> <p>・興村・飯島・高木・高木設計JV ・日産・日産・飯島・高木設計JV ・奥村・高木・高木・高木設計JV</p> <p>・高木・高木・高木・高木設計JV ・日産・日産・飯島・高木設計JV ・奥村・高木・高木・高木設計JV</p>
アイスホッケーA	大成・佐藤・守谷・長野JV 10,000	<p>計気信時響調生 設電通計音空衛</p> <p>山下電工下イ本 山七松新川</p> <p>・長野・C産新 ・成ん事器目日</p> <p>・長野・C産新 ・成ん事器目日</p> <p>・長野・C産新 ・成ん事器目日</p> <p>・長野・C産新 ・成ん事器目日</p>
アイスホッケーB	戸田・勝村・高木・滝澤JV 10,000	<p>計気信時響調生 設電通計音空衛</p> <p>下野本イ野新崎 山岡日長六川</p> <p>・長野・C産新 ・成ん事器目日</p> <p>・長野・C産新 ・成ん事器目日</p> <p>・長野・C産新 ・成ん事器目日</p> <p>・長野・C産新 ・成ん事器目日</p>
フィギュア・シヨートトラック	熊谷・飛島・北野・北信JV (17) 熊谷・鴻池・北野・北信JV (17)	<p>計気信時響調生 設電通計音空衛</p> <p>日関東七松三菱 日関東七松三菱</p> <p>・長野・C産新 ・成ん事器目日</p> <p>・長野・C産新 ・成ん事器目日</p> <p>・長野・C産新 ・成ん事器目日</p> <p>・長野・C産新 ・成ん事器目日</p>
ボブスレー・リュージュ	大林・地崎・鹿熊・中部JV 10,000	<p>計気信時響調生 設電通計音空衛</p> <p>バ興三七松富 バ興三七松富</p> <p>・長野・C産新 ・成ん事器目日</p> <p>・長野・C産新 ・成ん事器目日</p> <p>・長野・C産新 ・成ん事器目日</p> <p>・長野・C産新 ・成ん事器目日</p>
クロスカントリ	北野・姫川JV (17) 相模・大糸JV (17)	<p>(設計)</p> <p>林魏建築設計事務所 林魏建築設計事務所</p> <p>・長野・C産新 ・成ん事器目日</p> <p>・長野・C産新 ・成ん事器目日</p> <p>・長野・C産新 ・成ん事器目日</p> <p>・長野・C産新 ・成ん事器目日</p>
パイアスロン	北野・野沢JV (17)	<p>(設計)</p> <p>林魏建築設計事務所</p> <p>・長野・C産新 ・成ん事器目日</p> <p>・長野・C産新 ・成ん事器目日</p> <p>・長野・C産新 ・成ん事器目日</p> <p>・長野・C産新 ・成ん事器目日</p>

IOC総会（バーミンガム）関連経費

三. 9. 17. 公表

秘書課  
(単位：円)

公文書公開請求関係

節	総 額		支出伝票等バーミンガム経費と判断できるもの		公 開	
	金額	内 容	金額	内 容	金額	内 容
9 旅 費	285,100	国内旅費 知事等 20,000 X 3 人 = 60,000 荷物運搬見送り(5人) 125,000 " 出迎え(5人) 99,600	60,000	国内旅費 20,000 X 3人	60,000	国内旅費 20,000 X 3人
10 交 際 費	530,000	饗 別 議会代表出席議員 100,000 X 5 人 = 500,000 吉田議員 30,000				
11 需 用 費	1,883,458	① 資金前渡 (滞在費用) 1,420,103 ② 帰国土産 463,355	1,420,103	資金前渡		
14 使用料及び 賃借料	55,080	旅行机等借り上げ	55,080	旅行机等借り上げ	55,080	旅行机等借り上 げ
合 計	2,753,638		1,535,183		115,080	

(8/8)

請求の内容	公開請求のあった公文書		公開できる部分	公開できない部分	公開できない理由
	整理番号	件名			
1 オリンピック招致委員会の招致活動費の収入、支出及び内訳(昭和63年度～平成2年度)		不存在			
2 県オリンピック推進室の業務内容及び人員と予算(設立時～現在)	1	長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則	全部		
	2	平成元年2月長野県議会定例会予算説明書	全部		
	3	平成2年2月長野県議会定例会予算説明書	全部		
	4	平成2年9月長野県議会定例会予算説明書	全部		
	5	平成3年2月長野県議会定例会予算説明書	全部		
3 オリンピック招致委員会に県が交付又は支出したお金の使途の内訳(昭和63年度～平成2年度)		不存在			
4 知事のバーミンガムへの出張経費及び交際費	6	旅行命令票(知事国外分)	全部		
	7	旅行命令票(知事国内分)	全部		
	8	スーツケース等の借り上げについて <i>アパレル バッグ 洋服</i>	全部		

VI 決算について

1. 予算  
 国際ジャーナリスト長野ウィンタースポーツフォーラムの所要経費は、180,000,000円と推定、このうち参加費17,500,000円、長野県協力費用(30,000,000円相当のスキー競技運営及び長野県内での移動、振替経費)、寄付金132,500,000円で、本国際ジャーナリスト長野ウィンタースポーツフォーラム組織委員会が、予算の管理を行なった。

2. 収入、支出の決算

(1) 収入の内訳

科目	予算額	収入高類	予算額と収入高類との差額	備考
参加費	17,500	15,500	▲2,000	
寄付金	132,500	126,985	▲5,505	
合計	150,000	142,485	▲7,505	

\*但し、長野県協力費を除く。

(2) 支出の内訳

科目	支出高類	備考
1. 準備運営経費	11,745	
(1) 東京連絡事務所経費(光熱費等含む)	1,283	
(2) 東京事務所借上費	880	
(3) 補助人件費	700	
(4) 交通費	600	
(5) 通費費	680	
(6) 印刷費	550	
(7) 経費管理制作費	754	
(8) 山下見出張費	480	
(9) 海外航空運賃	687	
(10) 海外本都役員滞在費	360	
(11) 海外本都役員交通費	568	
(12) 国内役員滞在費	678	
(13) 国内役員交通費	594	
(14) 振替費	2,931	
(15) 海外下見出張費		

2. フォーラム運営経費	69,262	
(1) 参加者滞在費		
① 宿泊費	41,600	
② 食費	12,136	
③ 移動交通費(バス)	3,250	
④ トラック輸送費	3,670	
⑤ JR運賃	3,872	
⑥ 総務関係費	2,726	
⑦ その他	2,008	
3. 海外参加者送迎経費		
(1) 航空運賃	25,767	
	25,767	
4. イベント運営費	34,904	
(1) レセプション関係費	19,962	
(2) スキー競技関係費		
① 機材借上・管理	2,638	
② 備品費	1,870	
③ オペレーター経費	760	
④ 機出入・送迎関係費	1,009	
(3) 会場借上費	1,286	
(4) PA・ビデオ機材費	1,370	
(5) 要員関係費	2,700	
(6) 製作物経費		
① プログラム制作費	2,560	
② VTR制作費	867	
③ メダル制作費	260	
④ 案内板・看板制作費	423	
5. スキー借上費	817	
合計	142,495	

JR半額協賛

国際ジャーナリスト・長野ワイメンクラブホーラム書  
長野県実地委員会決算

収入総額 30,150,258 円  
支出総額 27,639,731 円  
差引残額 2,510,527 円 (長野県へ返還)

(単位：円)

1 収入の部

科目	予算		現額		決算額	予算額と決算額との比較	摘要
	当初予算額	補正予算額	補正予算額	計			
交付金	20,000,000		10,000,000	30,000,000	30,000,000	0	長野県交付金
雑収入	1,000			1,000	150,258	149,258	預金利子
合計	20,001,000		10,000,000	30,001,000	30,150,258	149,258	

2 支出の部

科目	予算		現額		決算額	不用額	摘要
	当初予算額	補正予算額	補正予算額	計			
本部役員費	1,740,000			1,740,000	1,736,183	3,817	S C-I J 本部役員現地調査費
駅技運営費	5,726,000	1,774,000	1,082,692	8,582,692	8,582,692	0	駅技運営委託費等
輸送費	5,000,000		-1,627,223	3,372,777	2,837,010	535,767	バス借り上げ費等
パーティー費	7,135,000	4,365,000		11,500,000	9,678,315	1,821,685	レセプション、鉄道迎行事
会費	100,000		110,148	210,148	210,148	0	視察資料等
事務費	300,000	3,861,000	434,383	4,595,383	4,595,383	0	印刷基本費、宿泊費、消耗品費等
合計	20,001,000	10,000,000		30,001,000	27,639,731	2,361,269	

No. \_\_\_\_\_

利10-7招致事 加算 招致事由

7/20 退官

退官後の年俸 招致事由金2(全用)

3/6上日額 約 110,800

$$2 \text{年度} \times 6 \text{月} \times 3 \text{日} = 1,100,000 \text{円} \times \frac{10}{30} = 69,700$$

$$1,100,000 \text{円} \times 3 \text{日} = 3,300$$

計 1,027,000 円

合算の合計(算)

申立本金(2,340,000円)の不足額を年当り割、2/10-7/10は招致事由金2(全用)と直轄行とし、不足額100,000円は上記事件費と併せて適用対応に別立付金の通算交付。

本算課1120適用明簿

国体進達書	16,000 円用	-
合計		11,350

(全算課1120) 1,000  
 招致事由金2 3,000  
 申立本金 500  
 申請日付 共有財産金 150  
 (4,650)

7/20-1 施設

7,000

12,350 円 12,000 円用



2年度オリンピック関係経費の執行見込

区分	IOC、IF、NOC合同調査団現地調査		IOC委員長野視察																																																															
期日	1/17 ~ 1/20		1月 ~ 3月																																																															
会場	長野市、山ノ内町、白馬村		長野市 他																																																															
来県者	ニールス・ホルスト・ソレンセン委員長以下8名 (他に委員長夫人) 計 9名		① アントニオ・ロドリゲス 夫妻 ② イワン・スワビコフ ③ ベーター・トールバーク ④ マヌエル・ゴンザレス・クエラ ⑤ アンリ・E・オルフェミ ⑥ ヤン・スタウホ ⑦ リチャード・キャリオ ⑧ ウィリー・カルジュミット・ルハン ⑨ アシウエイニ・クマール ⑩ モハメド・ベンジュエル ⑪ ラミネ・ケイタ ⑫ ランボール・ルセ ⑬ メリー・アリンソン・グレイヘイグ ⑭ [計 26名]																																																															
所要経費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期日</th> <th>名称</th> <th>場所</th> <th>金額</th> <th>積算内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1/17</td> <td>知事主催歓迎(別席)</td> <td>赤ブリ</td> <td>2,400</td> <td>本席 50,000円×40人=2,000 別席 20,000円×20人=400</td> </tr> <tr> <td>1/18</td> <td>知事主催歓迎夕食会</td> <td>鍋 萬</td> <td>900</td> <td>本席 30,000円×25人=750 別席 10,000円×15人=150</td> </tr> <tr> <td>1/19</td> <td>知事主催夕食会</td> <td>ます栄</td> <td>1,200</td> <td>本席 30,000円×35人=1,050 別席 10,000円×15人=150</td> </tr> <tr> <td>1/20</td> <td>知事主催昼食会</td> <td>すき亭</td> <td>475</td> <td>本席 15,000円×25人=375 別席 5,000円×20人=100</td> </tr> <tr> <td>1/22</td> <td>知事主催夕食会</td> <td>若藤川</td> <td>600</td> <td>親睦 50,000円×12人=600</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土産代</td> <td></td> <td>180</td> <td>20,000円×9人=180</td> </tr> <tr> <td></td> <td>知事通訳 (1人)</td> <td></td> <td>527</td> <td>通訳料100,000円×4日=400 旅費 (長野 昼飯) 127</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警備員食事代</td> <td></td> <td>190</td> <td>警察職員 1,000円×190人=190</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>6,472</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		期日	名称	場所	金額	積算内訳	1/17	知事主催歓迎(別席)	赤ブリ	2,400	本席 50,000円×40人=2,000 別席 20,000円×20人=400	1/18	知事主催歓迎夕食会	鍋 萬	900	本席 30,000円×25人=750 別席 10,000円×15人=150	1/19	知事主催夕食会	ます栄	1,200	本席 30,000円×35人=1,050 別席 10,000円×15人=150	1/20	知事主催昼食会	すき亭	475	本席 15,000円×25人=375 別席 5,000円×20人=100	1/22	知事主催夕食会	若藤川	600	親睦 50,000円×12人=600		土産代		180	20,000円×9人=180		知事通訳 (1人)		527	通訳料100,000円×4日=400 旅費 (長野 昼飯) 127		警備員食事代		190	警察職員 1,000円×190人=190	計			6,472		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>会場</th> <th>金額</th> <th>積算内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事主催(1/17)</td> <td>東京都内</td> <td>5,100</td> <td>400円×3日=1,200 300円×13日=3,900</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>5,100</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	会場	金額	積算内訳	知事主催(1/17)	東京都内	5,100	400円×3日=1,200 300円×13日=3,900	計		5,100	
期日	名称	場所	金額	積算内訳																																																														
1/17	知事主催歓迎(別席)	赤ブリ	2,400	本席 50,000円×40人=2,000 別席 20,000円×20人=400																																																														
1/18	知事主催歓迎夕食会	鍋 萬	900	本席 30,000円×25人=750 別席 10,000円×15人=150																																																														
1/19	知事主催夕食会	ます栄	1,200	本席 30,000円×35人=1,050 別席 10,000円×15人=150																																																														
1/20	知事主催昼食会	すき亭	475	本席 15,000円×25人=375 別席 5,000円×20人=100																																																														
1/22	知事主催夕食会	若藤川	600	親睦 50,000円×12人=600																																																														
	土産代		180	20,000円×9人=180																																																														
	知事通訳 (1人)		527	通訳料100,000円×4日=400 旅費 (長野 昼飯) 127																																																														
	警備員食事代		190	警察職員 1,000円×190人=190																																																														
計			6,472																																																															
区分	会場	金額	積算内訳																																																															
知事主催(1/17)	東京都内	5,100	400円×3日=1,200 300円×13日=3,900																																																															
計		5,100																																																																
旅費	127		5,100																																																															
需用費	5,945																																																																	
役務費	400																																																																	
計	6,472		5,100																																																															



## 長野冬季オリンピック招致委員会予算について

1、収入見込み総額	1,633,000,000 円	
2、予算積み上げ総額	2,352,000,000 円	
3、見直し後予算総額	2,200,000,000 円	(△152,000,000 円)
4、プラス財源	250,000,000 <del>150,000,000</del> 円	
5、県、市直執行額	300,000,000 円	(県 200,000,000円 市 100,000,000円)
6、実質予算総額 (3+4-5=)	2,150,000,000 <del>2,050,000,000</del> 円	
7、実質予算不足額(1-6=)	△ 517,000,000 <del>△ 417,000,000</del> 円	

## 経 費 支 出 計 画 一 覧

区 分	内 容	計	オリンピック推進室払	県東京事務所払	
11 節	・ IOC調査団	1/17 赤ブリ 1/17.20 " 1/18 鯛万 1/19 ます栄 1/20 すき亭 1/22 志賀高原プリンスホテル 1/17.18 赤ブリ 1/18.19 国際会館 1/18~20 " 1/ マド 1/18~20 多津美他	1,347,537 円 148,366 429,845 731,974 283,974 472,194 27,080 24,399 354,524 6,600 32,299	円 429,845 731,974 283,974 472,194 24,399 354,524 6,600 32,299	1,347,537 円 148,366 27,080 94,737 410,054 26,270 33,207 71,126 165,424 159,156 95,901 32,880
	計	3,858,792	2,335,809	1,522,983	
	東	・ JOCとの打合せ 11/1 三河屋 ・ 報道関係者との打合せ 11/15 仲泉 ・ 電通との打合せ 12/20 きたいち舞町店 ・ 和紙代 (知事夫人からバカステラニヤ 令嬢へ) 1/8 赤ブリ ・ 南桐秘書課長との打合せ 1/8 赤ブリ ・ 招致委員会との打合せ 1/8 たか井 ・ キューバ代表団 1/14 高輪プリンスホテル	94,737 410,054 26,270 33,207 71,126 165,424 159,156	94,737 410,054 26,270 33,207 71,126 165,424 159,156	94,737 410,054 26,270 33,207 71,126 165,424 159,156
	京	・ 外務省との打合せ 1/31 四ッ川店 ・ 調査団打合せ 1/17 李芳	95,901 32,880	95,901 32,880	95,901 32,880
	計	1,088,755	—	1,088,755	
	・ 推進委員会 1/8 盛藤 ・ スポーツを愛好する議員の会 1/16 すき亭 ・ " 1/16 奥志賀高原ホテル ・ メキシコ県人会への贈礼 (知事) 桜井甘精堂 ・ 文部省現地調査 1/24~26 仙仁温泉他	247,081 154,918 341,420 112,064 401,021	247,081 154,918 341,420 112,064 401,021	247,081 154,918 341,420 112,064 401,021	
	・ NHKとの打合せ1/13 (ます栄) (12人× 3.5万円) ・ 丸バッジ ( @ 180円× 500ヶ) ・ タイピン ( @ 330円× 500ヶ) ・ IOC委員来長に伴う知事招宴 ( 2回×30万円)	420,000 90,000 165,000 600,000	420,000 90,000 165,000 600,000	420,000 90,000 165,000 600,000	
	計	2,531,504	2,531,504	—	
	東	・ 文化二課との打合せ 2/ 上旬 ・ 外務省との打合せ 2/19 ・ 文部省との打合せ 2/ 下旬 ・ 羽田事務所との打合せ 3/ 下旬	440,000 48,000 495,000 175,000	440,000 48,000 495,000 175,000	440,000 48,000 495,000 175,000
	京	計	1,158,000	—	1,158,000
	予	・ IOC委員来長に伴う知事招宴 ( 8回×40万円) ・ 海外スポーツ関係者招聘 (知事招宴) ( 25人× 3.0万円) ・ スポーツ振興協力会 (知事感謝状) ( @ 648円× 500枚) ・ 五輪入り丸バッジ ( @ 150 円× 5,000ヶ) ・ オリンピック招致特別委員会 ・ 予備費	3,400,000 750,000 324,000 750,000 550,000 113,949	3,400,000 750,000 324,000 750,000 550,000 113,949	—
定	計	5,887,949	5,887,949	—	
小	計	14,525,000	10,755,262	3,769,738	
12 節	・ IOC調査団 1/17~20 サイマル ・ IOC東京総会 (知事通訳2名) サイマル ・ 和紙送料 (知事夫人からバカステラニヤ 令嬢へ) ・ 国際馬術連盟総会 (知事通訳1名) サイマル	305,640 1,165,543 25,000 100,000	—	305,640 1,165,543 25,000 100,000	
	小 計	1,596,183	—	1,596,183	
14 節	・ IOC調査団 ( 1/16 ~25日本交通 )	500,000	—	500,000	
	小 計	500,000	—	500,000	
合	計	16,621,183	10,755,262	5,855,921	

## スタジオ6について

### 1 スタジオ6の契約について

招致委員会はスタジオ6とコンサルタント契約を結んでいた。  
契約の内容は次のとおりであり、集票活動は一切含まれていない。

- (1) 業務
  - ・ 98年冬季五輪招致のため、I O C、冬季I F、他の立候補都市等に関する情報収集及び分析
  - ・ プレゼンテーションや長野のP.R活動に対する支援
- (2) 報酬
  - ・ 300,000スイスフラン（通常経費及びヨーロッパ内の旅費を含む）
  - ・ 長野が開催都市に決定した場合に追加分として150,000スイスフラン
  - ・ 合計支払額450,000スイスフラン（約4、500万円）
- (3) 契約日 90年8月

スタジオ6とのコンサルタント契約については、招致委員会実行委員会において決定された後、弁護士に依頼して契約書を締結したものである。

なお、相手方との交渉は吉田総一郎氏が行った。

### 2 スタジオ6の情報について

#### (1) 招致委員会事務局での活用

山口事務次長が集約し、市村事務総長に報告した。

- ・ 小林広報渉外部長
- ・ 牧野内広報渉外課長 が情報分析

#### (2) 情報内容

I O C委員・他の立候補都市の動き、各種会議の内容など

#### (3) スタジオ6の効果

情報のルートは複数あることが必要であり、吉田総一郎氏の情報、外務省からの情報、スタジオ6からの情報等を総合して情報分析を行った。

従ってスタジオ6からの情報もそれなりの効果があった。

1998年第18回オリンピック  
冬季競技大会候補都市

あて

1990年10月17日

経費制限に關する候補都市への指示について

同封しました経費制限に關する候補都市への指示事項を御覧ください。御承知のとおり、全ての候補都市、とりわけ予選を限られている都市の経費削減をお手伝いすることは、我々の関心事のひとつです。もとより我々は自らを探索、警察の頼みとは考えたりせん。しかしながら、御自身のためにも、これらの指示事項が遵守されることを期待いたします。何か問題があれば、いつでも解決のためのお手伝いをいたします。同封した指示事項の決定は、真摯的な支援策であるとお考えください。

F. カラード  
(IOC事務総長)

前文

IOC理事会は立候補関係書類の準備と提出にかかる経費がきわめて高額であると考えてきました。オリンピック招致活動は、候補都市のイメージを全世界に売り込む絶好の機会ではありますが、経費に關する制限は非常に重要であります。このため、IOC理事会は合理的な経費削減に資する制限の設定によって候補都市を支援すべきであると考えます。こうした理由から、1990年9月15日IOC理事会は以下の規則の採用を決定し、全ての候補都市が厳格にこれに従うことを要請いたします。

1 候補書類

- 1.1 候補都市が立候補に關連して送付または提出する全ての書類、記録、リポート等(以下「ファイル」という。)は、A4版(20.9cm×29.6cm)とし、これより大きいものは図面、地図に限られる。ファイルはソフトカバードのベーパーバック製本であって、ハードカバーであってはならない。一般的に言えば、外見はシンプルで可能な限り経済的にデザインされており、特に最も廉価な複製工程を利用して作られることが望ましい。
  - 1.2 上記1.1に従って作られたファイルは、候補都市の評価に必要な全ての事項、情報、データを含んでいなければならない。
  - 1.3 芸術的な作品、ビデオ、コンパクトディスク、カセットといった、その他の記録物には、候補関係ファイルが含まれても差支えない。しかし、この場合、候補都市は特に特殊で高価な記録の作成を避け、既存の記録を利用することによって経費支出の制限を行なうことが望ましい。
- 2 デレゲーションの人数
    - 2.1 オリンピック関係の会議へ送り込まれるデレゲーションの人数は、必要最低限数を厳格に守るよう要請する。ここにおいてオリンピック関係会議とは、全てのIOC関係会議(オリンピック競技大会を含む)、IF関係会議(IF連会の全ての会議を含む)、NOC関係会議(NOCの全ての地域別あるいは大別会議を含む)をいう。

5 候補都市へのI O C委員の訪問

次に述べる第6条の規定を前提として、I O C委員が個別都市の情報を集め、投票の準備をすることができるよう、候補都市は以下の条件に従ってI O C委員を1回のみ招くことを認められている。

5. 1 候補都市は当該都市又は周辺地域を、連続3日以下で訪問する委員及び随行1名分の旅費と宿泊費を負担することを認められている。訪問期間に関する特別許可を得るためには、書面でI O C理事会に承認を求めなければならない。こうした特別許可は、株式会社訪問の距離あるいは輸送機関のタイムテーブルからやむを得ない場合に認められる。

5. 2 候補都市はI O Cに対し、自発的に全ての訪問委員に関する情報を提供しなければならぬ。

5. 3 次に述べる第6条の規定を前提として、候補都市は上記5. 1の規定のほかI O C委員を招いてはならない。その他の訪問に関わる旅費及び宿泊費は、候補都市又は候補都市のために活動する第三者が負担してはならない。

5. 4 第5条の規定はN O C及びI Fの全デレゲーションに採用するとともに、I O C、N O C s及び関係I F sが費用負担をしないスタッフ、アドバイザー、代表団に適用する。

6 調査団

6. 1 上記第5条に述べた訪問とは別に、候補都市はI O C理事会の事前承認が得られた程度までなら、候補都市を評価するためI O Cが正式に任命した調査団の旅費及び宿泊費を負担して差支えない。

6. 2 さらに、一定の資格を与えられた人々(I O C、N O C、I F調査団、スタッフ、アドバイザー、コンサルタント等)が、I O Cによって候補都市の調査に必要であると認められた場合、I O C理事会の事前承認を得た上で、特別として候補都市が旅費及び宿泊費を負担して差支えない。

2. 2 オリンピック関係の会議に際しては、各候補都市の公式デレゲーションの人数は最高6人に限られる。彼らは正規の資格を与えられ、前記の会議関係者が控宿するホテルに宿泊することとなる。公式デレゲーションに同行するその他の関係者には、公式資格は与えられず、特別料金といった公式資格に付随する便益は与えられない。

3 展示及びイベント

オリンピック関係の会議に際しては、書籍あるいはスポーツイベントを含めて、いかなる種類の組織的展示-イベントも開催してはならない。さらに、オリンピック関係の会議に際しては、いかなる形態・方法であっても、第三者の行なう候補都市関連の展示・イベントに参加してはならない。

4 レセプション

4. 1 オリンピック関係の会議に際し、カクテルパーティ、ビュッフェ、朝食、ランチ、ディナー等いかなる種類の宴會も設けてはならない。さらに、オリンピック関係の会議に際しては、いかなる形態・方法であっても、第三者の行なう候補都市関連のレセプションあるいは同種のイベントに参加してはならない。

4. 2 候補都市は全都市の合意により、オリンピック開催都市を決定するセッションに際し、合同レセプション開催の許可をI O C理事会に求めて差支えない。この要求は、上記セッションに際し、全候補都市が同時に合同で出席する場合のみ許可される。ただし、I O C理事会はこうした合同レセプションの開催がどうしても必要であるとは考えないことを、ここに明記しておきたい。

4. 3 I O C委員と招致活動について話し合う場として、オリンピック関係会議へ参加者が宿泊するホテル内で、各候補都市は1部屋またはスイート1部屋を利用して差支えない。しかし、I O C委員を招くことを目的として、レストラン、劇団、ホート、ヨット、クラブ、ハウス、家、サロンなどを予約して利用してはならない。

COMITÉ INTERNATIONAL OLYMPIQUE  
CHÂTEAU DE VIOY, 1007 LAUSANNE SUISSE



CITIUS ALTUS PORTIUS

LE DIRECTEUR GENERAL

TO ALL THE CANDIDATE CITIES FOR THE  
XVIIIITH OLYMPIC WINTER GAMES IN 1998



Lausanne, 17th October 1990  
Réf. NO CAN / 134 / 90/FCD/fog

Re : Instructions to cities bidding to host the  
Olympic Games on limitation of expenditure

Dear Sirs,

Please find enclosed the instructions to cities bidding to host the Olympic Games on limitation of expenditure. As you know, it is one of our concerns to help all candidate cities, and more particularly those cities which have limited sources of financing, in reducing their expenses. We certainly do not consider ourselves as investigators, detectives or policemen. However, we expect you, in your own interest, to abide by these instructions. Should you have any problems, we are at your disposal to help you solve them. Please rest assured that the enactment of the enclosed instructions are to be considered as a constructive assistance.

Yours very truly,

cc. respective NOCs

7 IOC委員及び候補都市のために活動する第三者は、1人につきトータル2000USドルを超えない記念品を除いて、IOC委員及び血縁者、配偶者、ゲスト、友人に対し、プレゼントまたは間接的・間接的な便益をはかることを禁じられている。ファイナル及びレセプションの経費、委員訪問の際に候補都市が負担する旅費及び宿泊費が、すべてこの規則に従って負担された経費であるとすれば、上記の金額にこれらの経費は含まれない。

8 制 費  
IOC理事会には、全候補都市はもとより全てのオリンピックファミリー、すなわちIOC、NOCs、IFsの理解を得て、この規則に対する違反を改めさせる権利がある。この規則に対する候補都市の重大または既重なる違反がある場合、IOC理事會はその都市を選手から除外する最終案に提案する可能性がある。

9 この規則は1990年9月19日から適用する。

INSTRUCTIONS TO CITIES BIDDING TO HOST THE OLYMPIC GAMES  
ON LIMITATION OF EXPENDITURE

Preamble

The IOC Executive Board has observed that the costs incurred by cities bidding to host the Olympic Games (hereinafter "candidate cities") in the preparation and subsequent presentation of their candidature files are extremely high. Even though bids to host the Olympic Games offer candidate cities exceptional opportunities to promote their image throughout the world, it is nonetheless vital that there should be limits on expenditure. Consequently, the IOC Executive Board feels that it should assist candidate cities by setting out instructions which, while they give candidate cities the scope to do their best when presenting their bids, will nevertheless contribute to a reasonable reduction in such expenditure. For this reason, at its meeting on 15th September 1990, the IOC Executive Board decided to adopt the following regulations and to ask all candidate cities to adhere strictly to them:

1. Candidature files

- 1.1 All files, documents, reports and other papers (hereinafter "candidature files") sent or presented by the candidate cities in connection with their candidatures shall be established on A4 format paper (20.9 cm X 29.6 cm), a larger format being acceptable only for topographical plans or maps; the files shall be bound in paperback and not hardback form, with a flexible covering; generally speaking, their presentation and appearance shall be simple and designed in as economical a way as possible, notably through the use of the most inexpensive modern reproduction processes.
- 1.2 The files established in conformity with sub-section 1.1 above must contain all the facts, information and data necessary for the examination of the candidature.
- 1.3 Other documents such as works of an artistic nature, video or compact discs or cassettes may accompany the candidature files. It is, however, recommended that the candidate cities should in such cases limit their expenditure in relation to such documents, notably by avoiding wherever possible the production of special and costly documents or works in connection with their bids, and by making use of pre-existing documents or works.

2. Candidate city delegations; number of delegates

- 2.1 Candidate cities are asked to keep to the strict minimum necessary the number of persons making up the delegations which they send to all Olympic meetings; in the meaning of the present regulations, the term Olympic meetings shall be understood as all meetings of all IOC bodies and commissions (including Olympic Games), International Federations (including all meetings of the associations of IFs) or National Olympic Committees (including all meetings of the regional or continental associations of NOCs).
- 2.2 On the occasion of Olympic meetings, the number of official delegates for each candidate city is limited to a maximum of six persons, who will be duly accredited and, wherever possible, accommodated in the hotel - or hotels - housing all the participants in the said meetings. Other persons accompanying the official delegates will not enjoy the status of official delegates, nor will they be entitled to any advantages - such as special rates - associated with such status.
3. Exhibitions and events  
Candidates cities shall refrain from organizing exhibitions or events of any kind, including all artistic or sporting events, on the occasion of Olympic meetings. Nor shall they take part, in any form whatsoever, in any exhibitions or events organized by third parties on the occasion of Olympic meetings and connected in any way whatsoever with their candidatures.
4. Receptions  
4.1 Candidate cities shall refrain from organizing collective receptions, such as cocktail parties, buffets, breakfasts, lunches, dinners or other banquets of whatever kind on the occasion of Olympic meetings. Nor shall they take part, in any form whatsoever, in such receptions or other similar events organized by third parties on the occasion of Olympic meetings and connected, in any way whatsoever, with their candidatures.  
4.2 All the cities competing for the Games may, by joint agreement, ask the IOC Executive Board for authorization to organize together a single collective reception on the occasion of the Session deciding on the award of the organization of the Olympic Games; this request can be accepted only if presented simultaneously and jointly by all the competing candidate cities on the occasion of the said Session. It is hereby stipulated that the IOC Executive Board does not consider the organization of such a collective reception to be in any way necessary.  
4.3 In order to enable candidate cities to discuss their bid with members of the IOC, one room or suite may be used by each



consultants or experts) prove necessary for the examination of the candidatures by the IOC, the travel and accommodation expenses of such persons may, in particular instances, be borne by the candidate cities subject to the prior agreement of the IOC Executive Board. The provisions of the present sub-section 6.2 are applicable mutatis mutandis to the NOCs and IFs.

7. Presents, gifts or other benefits to IOC members

Candidate cities, as well as all third parties acting for them, on their behalf or in their favour, are forbidden to give IOC members - as well as their blood relations, relatives by marriage, guests or companions - presents, gifts or direct or indirect benefits other than souvenirs or small presents of a total value which shall in no case exceed US\$ 200 (or equivalent in other currencies) per person.

Not included in the above-mentioned total of US\$ 200 are the following items: the cost of files and receptions, and the international travel and accommodation expenses borne by the candidate cities on the occasion of visits, provided that all these costs are covered in compliance with the present regulations.

8. Sanctions

The IOC Executive Board has the right to bring any violation of the present regulations to the knowledge of the whole Olympic family, namely the IOC, NOCs and IFs, as well as all the other candidate cities.

In the event of serious or repeated breach of the present regulations by a city, the IOC Executive Board may further propose to the IOC Session that it exclude that city from the contest for the Games.

9. The present regulations come into effect on 19th September 1990.

Tokyo, 18th September 1990

candidate city in the hotel housing the participants at Olympic meetings. At the same time, on the occasion of Olympic meetings, candidate cities shall refrain from using premises reserved for them, such as restaurants, villas, inns, boats, yachts, Club Houses, residences or other salons to receive members of the IOC.

5. Visits by IOC members to candidate cities

Subject to the provisions of section 6 below, in order to enable IOC members to supplement their personal information and prepare their vote, candidate cities are authorized to invite each voting IOC member for a single visit subject to the following conditions:

5.1 The candidate city is authorized to cover the international travel and accommodation expenses of the member and a single companion for a visit lasting no longer than three days in the candidate city or surrounding area. Special dispensation with regard to the length of such visits may be granted by the IOC Executive Board to a candidate city submitting a request in writing to that effect, on condition that such dispensation is justified by the distance between competition venues or by the timetables of the means of transport used.

5.2 The candidate cities shall themselves inform the IOC spontaneously of all visits by IOC members.

5.3 Subject to the provisions of section 6 below, candidate cities shall refrain from inviting IOC members for visits other than the one provided for in sub-section 5.1 above. Travel and accommodation expenses associated with any other visits may not be borne either by the candidate city or by third parties acting for it or on its behalf.

5.4 The provisions of the present section 5 apply mutatis mutandis to all delegates of National Olympic Committees, International Federations and - where the costs of visits not covered by the IOC, the NOCs or IFs concerned - all the staff, advisors and other representatives of the IOC, NOCs or IFs.

6. Enquiry commissions

6.1 Independently of the visits referred to in section 5 above, candidate cities are authorized to cover, to an extent which must be defined beforehand in agreement with the IOC Executive Board, the international travel and accommodation expenses of the enquiry commission officially appointed by the IOC to examine the candidatures.

6.2 Furthermore, should the presence of certain qualified persons (for example members of IOC, NOC or IF commissions, members of staff, advisors, representatives and other

白井 西  
国際渉外課 高橋謙太郎

長野県東京事務所

1/1

長野冬季オリンピック招致連絡会 (第1回)

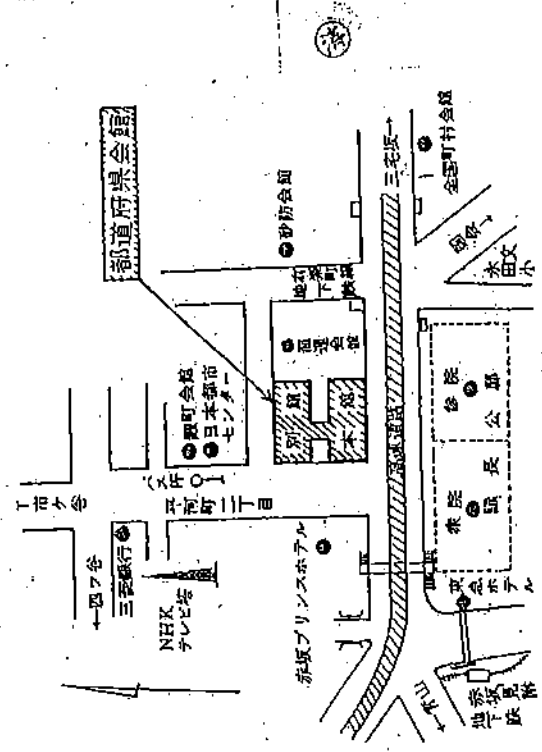
長野冬季オリンピック招致連絡会 (第1回)

1 日 時 昭和63年8月9日(火) 16:00~  
 2 場 所 本館 知事室 (3階)  
 都道府県会館別館3-1号会議室 (5階) 体育くわだいい。

東京都千代田区平河町2-6-3

田六代表 (265) 6411 内線 (305)

地下鉄・赤坂見附駅下車 5分 (銀座線・丸の内線)  
 永田町駅下車 1分 (丸の内線)  
 西電：四ツ谷駅下車 15分  
 ペ.ス：平河町二丁目下車 3分  
 (市ヶ谷→新橋)



1 日 時 昭和63年8月9日(火) 16:00~

2 場 所 都道府県会館本館知事室 (3階)

3 出席者

- JOC関係  
 岡野俊一郎 JOC総務主任  
 野村 隆彦 JOC委員 → 自席  
 鈴木 祐一 日体協副理事長  
 高橋 正彦 JOC兼任委員

- 長野県関係  
 長野県副知事 菅野 謙二 (241) 1191  
 文雄  
 池田宗兵衛 東京事務所長  
 山岸 勲 長野市助役  
 市村 勲 長野冬季オリンピック招致委員会事務総長  
 小林 文志 長野市オリンピック推進事務局長  
 長野冬季オリンピック招致委員会事務局長  
 山口 純一 長野冬季オリンピック招致委員会広報渉外部長

(事務局長) 新穂 隆 (原主事)

毛蓮 (副事務局長) 高橋 弘起

長野関係  
 菅野 謙二 (241) 1191  
 文雄  
 池田宗兵衛 東京事務所長  
 山岸 勲 長野市助役  
 市村 勲 長野冬季オリンピック招致委員会事務総長  
 小林 文志 長野市オリンピック推進事務局長  
 長野冬季オリンピック招致委員会事務局長  
 山口 純一 長野冬季オリンピック招致委員会広報渉外部長

池田宗兵衛 東京事務所長

山岸 勲 長野市助役

市村 勲 長野冬季オリンピック招致委員会事務総長

小林 文志 長野市オリンピック推進事務局長

長野冬季オリンピック招致委員会事務局長

山口 純一 長野冬季オリンピック招致委員会広報渉外部長

(事務局長) 收野内 理雄

4 招致会 17:30~ 「たか井」 坑

港区赤坂5-19-2 TEL 503-1208

JOC側 6委員+2

長野側 7委員+1

(別席) 系連、弘起、清沢、神谷、山本、渡辺

16人

7人

第1回長野冬季オリンピック招致連絡会議事務録

日時 昭和63年8月9日(火)16時より開催

場所 都道府県会館本館知事室

出席者 13名(JOC團6名・長野側7名)

岡野総務主事挨拶  
毛産副知事挨拶

委員自己紹介

議題

資料に差つき招致関係日程の説明(岡野総務主事)

○政府への対応について

文部省とソクカル対策の打ち合わせをする(11日に回答を受ける)

小坂善太郎副知事からも文部省に話しをしてある。(市村総長)

文部省とのコンタクト、長野側で積極的にしてほしい。長野側で早急に文部

省との窓口を作る必要がある。(岡野総務主事)

文部省とは細かい打ち合わせをしていない。10日に期役が詰じをする。

(毛産副知事)

関係関係会議があるだろうが、施設など予算組みがあるので、その前に早

急に詰める必要がある。(岡野総務主事)

来年の概算要求は無理だろう。IOCの調査団が来る前に施設を作り残り

自治省とは話しをしてあるが要は文部省である。外務省とはまだそこまでい

っていない。最終的には大蔵省を攻める。(毛産副知事)

窓口は文部省なので、良い関係を作る。オリンピックの開催での事業の主

体を作るのは文部省である。(岡野総務主事)

文部省との打ち合わせを行いたい。(毛産副知事)

明日やるのですね。(山田委員)  
いろいろな点で指示を仰ぐ。文部省と手を組んでやる。(毛産副知事)  
長野県中南信の議員には動いてもらっているか。(山田委員)  
動いてもらっていない。一定の段階になってからお願ひしたい。(毛産副知事)

最終的には金なので、県出身の団会の先生方と関係を。(山田委員)

○広報活動について  
ソカルでの広報について、パンフレットを作っている。8月下旬には、出  
来上がる予定。(市村総長)  
別に県で長野県全体の観光パンフレットをつくっている(渡辺推進監)  
エージェントはどうなっているか(岡野総務主事)  
電通にしているが、海外PRが弱い気がする。最終的には決定してない。  
(市村総長)

基本的にはいつ頃決まるか。(岡野総務主事)

この会議で詰めてから決定したい。(山口部長)

英文パンフレットは、出来上がる前に事前に見せていただきたい。また  
電通をエージェントにするのは反対である。反対の理由としては(1)名古屋  
で失敗した。(2)電通の計画をみるとIOCのことを知らなすぎる。これは  
オリンピックを売り込むのではなく、品物を売り込むような計画である。  
(猪谷委員)

広告を読んでもええない。話題を把握してパブリシティする方が良策  
(猪谷委員)

共同でも協議中で多岐に考えています。(市村総長)

企画書を各委員に送付し、検討する。(毛産副知事)

県の方でも広報部で検討している。(市村総長)

広報活動についてJOCにいろいろと教えていただきたい(毛産副知事)

パンフレットの写真がおかしい。テニス、ラクビーではなく、スケート

アイスホッケーを入れたらどうか(鬼籍委員)

電通ではチームを組んでいるのか(山田委員)

電通・ココロラのパーティーへの出席はOK。団長主催パーティーは500～600人に招待状を出す。出席は、2～300人になるだろう。  
(岡野総務主事)

ソウル後、IOC委員に日本に来ていただきたい。(山村総長)  
ソウル以降の扱点は次回に。(岡野総務主事)  
IOC委員にJOCが来日を依頼すべきだ。招待状をだしたほうがよい。  
(猪谷委員)

ただ経費はどうするか。(岡野総務主事)  
30組(夫婦)60人来て5日間宿泊すると2250万円かかる。(宿泊1500万  
土産450万、雑費300万)  
(猪谷委員)

この招待はソウル・オリンピック招致の際成功済みだ。(鬼塚委員)  
あまりハチになって、マスコミに取り上げられないように。財政問題と取  
扱いは、バックステージ見たいなプロジェクトを作り猪谷さんと詰めていただく。  
IOCによいことをやったという印象を。ただ問題は政府対策、文部省とざ  
っくり話を話さすこと。(岡野総務主事)

○予算について  
手算のついた具体的なものは。(岡野総務主事)  
具体的には事業計画が明確化していないので、3年間で8億円の予定でい  
ます。当初は5億円でしたが。(山村総長)  
活動費としてですか。(岡野総務主事)  
ソウルでは、IOC委員を食事と呼ぶか(猪谷委員)  
それとおろ(山村総長)  
電通との契約も入るのですか。(猪谷委員)  
それとおろ(山村総長)

○当面する具体的課題  
ソウルの際IOC委員を日本に呼び食事に誘う。活動費は1275万かかる。  
(食費500万、土産男65万・女350万、宿泊費300万、旅費60万)  
(猪谷委員)

日本語のパンフレットを作るべきだ。名古屋の時の教訓から、開催地または  
PR地での言語のパンフレットを作る必要があった。(鈴木専務理事)  
パンフレットの言葉はとらえず英語だけを考えている。その後各国語を  
作る予定。6か国語を考えている。(山口部長)

訳だけなので簡単に出来るのではないか(鬼塚委員)  
各国語の訳を作るべきだ。(山村委員)  
写真はスケッチで用意できる。(鬼塚委員)  
英語だけのパンフレットではマイナスイメージだ。マイナスイメージを消すPRが必  
要。(岡野総務主事)

現地でPRを特に考えるべきだ。(猪谷委員)  
長野の観光パンフレットをソウルに持って行くほうがよいか。  
(毛産副知事)

けっこうだ(猪谷委員)  
パンフレットは英語文と写真だけで良いのではないか。(写真をメインに  
する。)子供が喜ぶとたむかえるような楽しいパンフレットにすべきではない  
か。(岡野総務主事)

写真を中心に。それとおろだ。(毛産副知事)  
発行部数と配布する場所はどうなっているか(鈴木専務理事)  
ソウル・5000部(山口部長)

オリンピック・マークはパンフレットに入れてよい。(岡野総務主事)  
部数は5000部で十分だろう。(広委員)  
多く作り、ニュース・レターNO.1としてIOC、NOC、IFに配  
は、1号として取扱い、年4回くらい発行する。(岡野総務主事)

IOC会議の資料を宅息便でIOC委員の自宅へ届けるサービスをして、P  
R活動をしたらどうか。(広委員)  
ソウルが終わるまで、スポット契約で電通と対外を含めて考え、広報活動  
を。  
(岡野総務主事)

○IOC委員等要人への対応  
長野のソウルでの行動予定を説明。(山村総長)

○オリンピック・ボールでの対応  
 韓国、中国、台湾、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランドの  
 IOC委員は日本への投票を約束しているので招待したい。費用は1350万か  
 かる。(旅費1350万、宿泊費450万、土産他560万。) (猪谷委員)  
 だれの名前で呼ぶのか。(市村議長)  
 猪谷さんの名前で呼ぶのがよいだろう。(岡野総務主事)

○総括  
 ソウルでの対応は、必要に応じて担当者が処理していただきたい。  
 (岡野総務主事)

ソウルの前に第2回の会議を行うのか。(毛野副知事)  
 パンフレットはどうするか。(猪谷委員)  
 8月末に第2回の会議をやりたい。(岡野総務主事)  
 8月31日に、全IOC委員の想さんのリサイタルが夜6時からサント  
 リーホールである。長野市長出席する。

第1回長野冬季利用地7極致連発 (要旨)

日時 1982年8月9日 1600~1800

場所 那珂通利県教育館平塚分館3階

進行役: 国野花緒理事

おんご: 花緒 花野 安副知事

連絡会: 役割り

7月27日のJOC総会に於いて

先日の着立が、当面ソウルの大会に向け、年内に

情報交換を主として、連絡会の中心となる。(図付)

取材関係: カン

JOCの会費が順次追加し、7月迄の中心となる。(図付)

取材対象: カン

文柳省と森と連絡して、身体好む者も含めて、(図付)

通日、図付、福山、探とJOCと関係が、競技不振で、

所管課と連絡して

文柳省の中心に因り、元の一併の相手、森、明、日、

同、取組と組むこと、(小用) 明日10日、向井、

中野信の代議士と、秋、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、

から、秋、1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、

広報基本方針

当面ソウルの大会に、スポーツ関係

ソウルの大会に、企業等とよく、(2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、)

IOC委員等の対応について

ソウルの以降は、ソウルの後、(要旨)

夏、三、日、東京、総会、に、対、して、は、着、目、を、(要旨)

と、対、して、は、東京、総会、に、対、して、は、着、目、を、(要旨)

可能性、の、点、を、着、目、に、し、て、は、以前、から、接触、(要旨)

手算

提出、した、計画、は、在、日、の、IOC、委員、に、対、して、は、着、目、を、(要旨)

提出、した、計画、は、在、日、の、IOC、委員、に、対、して、は、着、目、を、(要旨)

89年(89)の7月、850万円、89年、200、800万円、90年、212、000万円

91年、216、000万円、計、770、900万円、(要旨)

活動費、は、中、心、に、在、日、の、IOC、委員、に、対、して、は、着、目、を、(要旨)

ソウルの大会に、対応について

委員のソウルの行動予定を説明 (要旨)

札幌、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、

札幌、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、

札幌、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、

札幌、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、

札幌、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、

札幌、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、

札幌、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、

札幌、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、

札幌、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、

札幌、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、

札幌、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、

札幌、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、

札幌、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、

札幌、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、

札幌、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、



NO.1

IOC委員等に渡した招致物品一覧表

IOC委員名	対応者	物品	年月日	場所	等
ルクセンブルク大公 (ルクセンブルク)	89-9/28(ソウル)	カメラ-猪谷	89-2/22(東京)		
ラジム・バリンドラ・シン (インド)	89-8 (サンフアン)	ハナエモリネクタイ・スカート			
ジャン・ド・ギンモン船 (フランス)	89-8 (サンフアン)	ハナエモリネクタイ・スカート			
ジョルジュ・デ・ステファニア (イタリア)	88-9/25(ソウル)	浮世絵・法被-猪谷	88-10/3 ~ 10/16 (東京~京都)	89-8 (サンフアン)	ハナエモリネクタイ・スカート
アレクサンドル・シベルコ (ルーマニア)	89-10/2(ソウル)	カメラ-猪谷	89-8 (西ドイツ)	89-8 (サンフアン)	
ウィリー・ダウメ (西ドイツ)	89-8 (サンフアン)	ハナエモリネクタイ・スカート			
サイド・ワジド・アリ (パキスタン)	89-8 (サンフアン)	ハナエモリネクタイ・スカート			
レジャルド・アレクサンダー (セニア)	89-5/28(カイロ)	ウオークマン・プロ-チ・時計・浮世絵-吉田・中沢			
アーニド・エルダーメルダン・トニ (エジプト)	89-8 (サンフアン)	ハナエモリネクタイ・スカート			
ウロジミル・レチェク (ポーランド)	89-5/28(カイロ)	ウオークマン・プロ-チ・浮世絵-吉田・中沢			
モハメド・バンジェレン (モロッコ)	89-8 (サンフアン)	ハナエモリネクタイ・スカート			
ラウル・ペレイラ・デ・カストロ將軍 (ポルトガル)	89-8 (サンフアン)	カメラ-猪谷			
ジョアン・デ・ペランジェ (ブラジル)	87-4 (野辺山)	88-8/4~8/7(奈良)	88-8/7(東京)	89-1/24(クエシユベ)	
マーラ・ホドラー (スイス)	89-1 (ラハチ)	腕時計-市長・総長・吉田	89-3/10 ~ 3/11(長野~志賀)	89-5/25(エゴスラビア)	時計(N) - 市長夫妻・吉田夫妻 電子手帳-吉田
アレクサンドル・ド・メロード閣下 (ベルギー)	89-8 (サンフアン)	万年筆-吉田	89-4/25(バルセロナ)	89-4/25(バルセロナ)	ウオークマン-市長夫妻・吉田夫妻 ウオークマン-市長夫妻・吉田夫妻
シルビオ・デ・マガリャエス・パティエリャ將軍 (ブラジル)	88-9/10(ソウル)	時計(N) - 市長夫妻・吉田夫妻	89-4/25(バルセロナ)	89-4/25(バルセロナ)	ウオークマン-市長夫妻・吉田夫妻
グンナー・ニクソン (スウェーデン)	88-11(メキシコ)	カメラ-猪谷・吉田	89-1/24(クエシユベ)	89-4/25(バルセロナ)	89-8 (サンフアン)
モハメド・ムサリ (チュニジア)	89-5/28(カイロ)	ウオークマン・プロ-チ・法被-吉田・中沢	89-5/28(カイロ)	89-8 (サンフアン)	89-8 (サンフアン)



NO.2

I O C 委 員 名	対 応 者	物 品	年 月 日	場 所	番 号
ファン・アントニオ・サマランチ (スペイン)	88-10/17~18/19(東京) ビデカメ・香取・有田・佐藤・市長	88-12/5 (ウイーン) ハンドバック-猪谷	89-1/24(クージュベル) ハンドバック-猪谷 時計(男)・浮世絵・スカーフ (夫人) -市長夫妻・吉田夫妻		
ヤン・スタウボ (ノルウェー)	89-4/25(バルセロナ) ウォークマン-市長夫妻・吉田夫妻 89-8(ノルウェー) カメラ-猪谷	89-8(サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ	89-8(東京) 総画・オルゴール カメラ-知事・吉田		
ジェームズ・ウォーラル (カナダ)	88-10/3(東京) 法政-吉田夫妻・佐野内	88-10/9 パールネックレス-猪谷	89-8(サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ		
アウグスチン・カルロス・アロイヨ (エクアドル)	88-10/2(ソウル) パールネックレス-猪谷	89-8(サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ	89-8(東京) 総画・オルゴール 万年筆・コンロ・扇子-吉田		
レイモンド・ガフナー (スイス)	88-9/11(ソウル) パールネックレス-猪谷	89-1/24(クージュベル) ハンドバック-猪谷	89-4/25(バルセロナ) ウォークマン-市長夫妻・吉田夫妻	89-8/21(トロイア) ネクタイ-総長・吉田	89-8/28(ローザンヌ) カメラ-吉田
ルイ・ギランドウ・ニディアエ (コートジボアール)	89-8(サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ	89-11(パナマ) カメラ-扇子-吉田			
ビルジリオ・デ・レオン (パナマ)	89-8(サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ	89-11(パナマ) カメラ-扇子-吉田			
モーリス・エルゾーグ (フランス)	89-8(サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ	89-11(パナマ) カメラ-扇子-吉田			
ビタリ・スミルノフ (ソビエト)	89-8(サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ	89-11(パナマ) カメラ-扇子-吉田			
ペドロ・ラミレス・バスケス (メキシコ)	88-9/12(ソウル) パールネックレス-猪谷	89-8(サンファン) カメラ-扇子-吉田			
トニー・ブリッジ (ジャマイカ)	89-8(サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ	89-11(メキシコ) カメラ-扇子-吉田			
マヌエル・ゴンザレス・グエラ (キューバ)	89-8(サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ	89-11(メキシコ) カメラ-扇子-吉田			
アシェヴィニ・クマール (インド)	89-8(サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ	89-11(メキシコ) カメラ-扇子-吉田			
ケバ・ムバイ (セネガル)	89-1/24(クージュベル) 時計(男) -市長夫妻	89-4/25(バルセロナ) ウォークマン・ネックレス-市長夫妻・吉田夫妻	89-8(セネガル) カメラ-猪谷	89-8(サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ	89-9(東京) 総画・オルゴール
グワイ・チュラサア空軍元帥 (タイ)	89-8(サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ	89-11(メキシコ) カメラ-扇子-吉田			
デュアルド・ハイ博士 (メキシコ)	88-9/12(ソウル) パールネックレス-猪谷	89-3/25 ~3/26(来歴) 時計(男) -市長夫妻	89-8(サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ	89-8(サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ	89-11(メキシコ) カメラ-扇子-吉田
モハメド・ゼルギニ (アルジェリア)	89-5/26(カイロ) ウォークマン・プローチ・浮世絵-吉田・中沢	89-8(サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ			
マットス・ウィルヘルム・カールグレン (スウェーデン)	89-8(サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ				

N03

I O C	委員名	対 応 者	物 品	年 月 日	場 所	等
	ケビン・オーフランチン博士 (アイルランド)	・ 89-8(サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ				
	ベテル・タルベリ (フィンランド)	・ 89-8(サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ				
	本セ・バラリノ・ペラシエルト (ウルグアイ)	・ 89-11(メキシコ) ハナエモリネクタイ・スカーフ				
	バシル・モハマド・アトラブルシ (リビア)	・ 89-8(サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ				
	リチャード・ケバン・ゴスパー (オーストラリア)	・ 89-4/25(バルセロナ) ウオークマン - 市長夫妻・吉田夫妻 時計(V) - 市長夫妻・吉田夫妻				
	ニールス・ホルスト - ソレンセン少将 (デンマーク)	・ 89-8(サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ				
	ラミネ・ゲイタ (マリ)	・ 89-8(サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ				
	シャグダルジャブ・マグバン (モンゴル人民共和国)	・ 88-10/3(東京) 法被 - 吉田・佐野内				
	ゲルマン・リー・ケホア (ブルネオ)	・ 89-8(サンファン) パール ハナエモリネクタイ・スカーフ				
	フィリップ・フォン・シエラー (オーストラリア)	・ 88-9/21(ソウル) パールネックレス - 猪谷				
	ダダン・スブラヨギ中尉 (インドネシア)	・ 89-8(サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ				
	ルネ・エソムバ教授 (カメルーン)	・ 89-8(サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ				
	ダト・モリ・ハジ・ハムザ (マレーシア)	・ 88-10/26(マレーシア) 時計(V) - 山田正彦				
	ユウ・スン・キン (金務輝) (朝鮮人民民主義共和国)	・ 89-8(サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ ・ 89-1/24(クーンジュベル) 時計(V) - 市長夫妻・吉田夫妻				
	リチャード・パウランド (カナダ)	・ 88-9/25(ソウル) パールネックレス - 猪谷				
	ウラジミール・セルヌサク (チェコスロバキア)	・ 89-8(サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ				
	ニコラス・フィラレットス (ギリシャ)	・ 88-8(サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ				
	ビルヨ・ハグダマン英人 (フィンランド)	・ 88-9/21(ソウル) パールネックレス - 猪谷				
	ツェンリヤン・ヘ (何振榮) (中華人民共和国)	・ 88-9/10(ソウル) パールネックレス・会食 - 猪谷・吉田 時計(V) - 浮世雄 - 市長・吉田 ・ 89-1/24 ~ 1/25(クーンジュベル) ウオークマン - 市長夫妻・吉田夫妻 ・ 89-4/25(バルセロナ) 時計(V) - 浮世雄 - 市長・吉田 ・ 89-5/12(北京) カメラ・オルゴール - 知事				

NO.4

IO C 委員長名	対 応 者	物 品	年 月 日	場 所	備 考
ギエンター・ハインツ (東ドイツ)	88-9/10(ソウル) ハナエモリネクス-篠谷	89-8(サンフアン) ハナエモリネクタイ・スカーフ			
フール・イサバ・フォンセカ夫人 (ペネズエラ)	89-6(サンフアン) ハナエモリネクタイ・スカーフ	89-6(サンフアン) ハナエモリネクタイ・スカーフ			
アヒド・アラマド・アルサハ殿下 (クウェート)	89-5/26(カイロ) ウォークマン・プロ-子・時計・浮世絵-吉田・中沢	89-7(送付) ビデオウォークマン-吉田			
フランコ・カラロ (イタリア)	89-10(ブタベスト) 万年筆-吉田	89-10(ブタベスト) 万年筆-吉田			
フィリップ・ウオルター・コレス (オーストラリア)	89-8(オーストラリア) 電子手帳-吉田	89-8(サンフアン) ハナエモリネクタイ・スカーフ			
イボン・ティボス (ペルー)	88-9/24(ソウル) パールネックレス-篠谷	89-8(サンフアン) ハナエモリネクタイ・スカーフ			
メリー・アリンソン・グレンヘルグ夫人 (イギリス)	89-8(サンフアン) ハナエモリネクタイ・スカーフ				
ファイサル・フェハド・アブド・アジズ殿下 (サウジアラビア)	89-8(サンフアン) ハナエモリネクタイ・スカーフ				
アナニ・マツチア (ドゴ)	89-8(サンフアン) ハナエモリネクタイ・スカーフ				
ロック・ナホレオン・ムニョス・ベニヤ (ドミニカ)	89-8(サンフアン) ハナエモリネクタイ・スカーフ	89-8(サンフアン) ハナエモリネクタイ・スカーフ	89-10(ブタベスト) 万年筆-吉田	89-11(ブタベスト) 台座ヘチニスラケット-吉田	
バル・シュミット (ハンガリー)	88-9/17(ソウル) パールネックレス-篠谷	89-6/22(トロイア) ネクタイ-総長・吉田			
リヒチンシニタイン・ノラ玉女 (リヒテンシュタイン)	89-8(サンフアン) ハナエモリネクタイ・スカーフ	89-8(サンフアン) ハナエモリネクタイ・スカーフ			
デビッド・S・シバンズ (スワジランド)	88-10/5(東京) 時計(N)・法被-吉田・牧野内	89-8(サンフアン) ハナエモリネクタイ・スカーフ			
アンリ・E・オルフェミ・アデホープ少将 (ナイジェリア)	89-8(サンフアン) ハナエモリネクタイ・スカーフ	89-2/ (フィリピン) 時計(S) -セリングNOC委員長から	89-8(サンフアン)		
フランシスコ・J・エルザルテ (フィリピン)	88-9/12(ソウル) パールネックレス-篠谷				
カルロス・フェレル (スペイン)	89-8(サンフアン) ハナエモリネクタイ・スカーフ	89-8(サンフアン) ハナエモリネクタイ・スカーフ			
ロバート・E・ヘルミック (アメリカ)	88-12/14 時計(N)-柴田JOC委員長	89-8(サンフアン) ハナエモリネクタイ・スカーフ			
モナコ・アルベール親太子殿下 (モナコ)	89-2/25(東京) カメラ-知事・吉田	89-8(サンフアン) ハナエモリネクタイ・スカーフ	89-4/25(バルセロナ) ウォークマン-市長夫妻・吉田夫妻	89-8(サンフアン) ハナエモリネクタイ・スカーフ	
キム・ウンヨン (金義徳) (大韓民国)	88-10/12-10/18(長野~東京) カメラ・香炉・法被-市長・総長・吉田	89-1/24(クシェベル) 時計(N)-市長夫妻・吉田夫妻			
ランピス・W・ニコラウ (ギリシヤ)	89-8(サンフアン) ハナエモリネクタイ・スカーフ				

N05

NO	C	委員名	対 応 者	物 品	年 月 日	場 所	等
		アニタ・J・デフランツ (アメリカ)	・ 89-8 (サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ				
		ジャン・クロード・ガンガ (コロン)	・ 89-8 (サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ・時計				
		スロボダン・フィリポビッチ博士 (ユーゴスラビア)	・ 89-8 (サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ				
		アントン・ヘーシング (オランダ)	・ 89-3/14 ~ 8/15 (奈良) 時計 - 市長・経長 カメラ - 吉田 ・ 89-8 (サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ				
		セル・ポール・ウォールワーク (西サモア)	・ 89-8 (サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ				
		イワン・スラフコワ (ブルガリア)	・ 89-10 (ブタペスト) ・ 89-11 (メキシコ) ハナエモリネクタイ・スカーフ 万年筆 - 吉田 ネットタイ・風呂敷 - 知事・吉田				
		アン王女 (イギリス)	・ 88-10/6 ~ 10/11 (興谷) フィリップス殿下へ時計 (W) - 興谷市長 ・ 89-8 (サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ				
		フィテル・メンドーサ (コロンビア)	・ 89-8 (サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ				
		ランポール・ルセー (モリシャス)	・ 89-8 (サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ				
		タイ・ウィルソン (ニュージーランド)	・ 89-8 (サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ				
		チン・クボウ (東徳国) (中華台北)	・ 89-8 (ニュージラント) ・ 89-8 (サンファン) ・ 89-11 (メキシコ) カメラ - 吉田 ハナエモリネクタイ・スカーフ ネットタイ・風呂敷 - 知事・吉田				
		マラト・ウラジミロビッチ・グラモフ (ソビエト)	・ 89-8 (サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ				
		ボリスラフ・スタンコビッチ (ユーゴスラビア)	・ 89-4/25 (バルセロナ) ウオークマン - 市長夫妻・吉田夫妻 ・ 89-8 (サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ				
		シナン・エルテム (トルコ)	・ 89-8 (サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ				
		ウイリ・カルトシュミット (オーストリア)	・ 89-8 (サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ				
		フランシス・ウエレ・ニヤンクウェン (ウガンダ)	・ 89-8 (サンファン) ハナエモリネクタイ・スカーフ				
		ウオルター・トレガー (西ドイツ)	・ 89-8 (サンファン) ・ 89-11 (メキシコ) ハナエモリネクタイ・スカーフ・時計 ネットタイ・風呂敷 - 知事・吉田				
		フレイヤ・リマベロ (ポルトガル)	・ 89-9 (東京) 絵画・オルゴール				
		花巻義風 ロベルト・ペバー (アルゼンチン)	・ 89-11 (アルゼンチン) カメラ - 慶子 - 吉田				

招 致 送 迎 内 容	準 備 事 項	後 封 事 項																														
<p>プレスへの贈物</p> <p>1、9月19日(水)            贈給プリンスホテル泊となるプレスのトップ約10名            東京プリンスホテル東京タワー・フォーシーズンズホテル品川・ホテルメトロポリタ</p> <p>2、プレスブリーフィング時(9月15日)            入り口カウンターでパンフ・ワールドタイム・ピン・万葉詩を入れはバッグを            約400名へ配布</p>	<p>1) IOC委員への9/17配布したものと同様の物</p> <p>2) ネームリスト-----7/末までに入手予定</p> <p>1) ペンフレット-----9/5までに作成予定</p> <p>2) ワールドタイム-----400個OK</p> <p>3) ピン-----OK</p> <p>4) 万葉詩-----9/10までに製品予定</p> <p>5) バッグ-----未定</p>	<p>9/15までに郵便リストを蒸し蒸籠プリンホテル長野            担当の北原さんへ依頼</p> <p>9/10までにバッグ又はギフト袋にすべて入れ蒸籠プリ            ンスの部屋で保管</p>																														
<p>ルームリストの作成</p> <p>1、IOC委員ルームリスト</p> <p>2、ANOC会長ほか</p> <p>3、プレストップ10名</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>NO</th> <th>氏名</th> <th>誕生日</th> <th>ルームNO</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>夫人誕生日</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>9/5までに完成予定 (VIPリスト位で取扱い注意)</p>	NO	氏名	誕生日	ルームNO	備考	1					2				夫人誕生日	3					4					5					<p>(送金控算)</p> <p>花 束 20,000円×90ヶ=1,800,000円</p> <p>ポスパンバッグ 20,000円×160個=3,200,000円</p> <p>ネクタイ 新庄丸(既付)×50本=5,700,000円</p> <p>5,700円×1,000本=5,700,000円</p> <p>スカーフ 7,900円×500枚=3,950,000円</p> <p>浴 衣 14,500円×300枚=4,350,000円</p> <p>提 灯 700,000円</p> <p>煙のぼり</p> <p>記念アルバム 30,000円×90冊=2,700,000円</p> <p>ベースケーキ 30,000円</p> <p>包紙紙 1,000,000円</p> <p>ギフト袋 1,000,000円</p> <p>万歩計 600,000円</p> <p>計 25,030,000円</p>
NO	氏名	誕生日	ルームNO	備考																												
1																																
2				夫人誕生日																												
3																																
4																																
5																																

島田様 ← 小珠

請求書 2年7月23日

No. 90135

〒107 東京都千代田区千代田 2-1-1  
 株式会社 伊藤忠商事 (PR内)

様 株式会社

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額 ¥1347450-

税率 % 消費税額

月日	品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	摘要
	1 東山魁天画集				
	2 巻巻(43)/14巻(24)	87	15000	1305000	
	3 2巻(12)/1巻(4)				
	4 4巻(2)/14巻(2)				
	5 @ ¥15000-				
	6				
	7 消費税 3%			29150	
	8 送料			2300	
	9				
	10				
	11 振込先				
	12 株式会社 アジアプレス				
	13				
	14				
	15				
	合計			1347450	

\*\*\*\*\*